

業務指示書

ミャンマー国航空機監視システム改良計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年2月7日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年2月13日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）

第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：航空管制・監視機材（レーダー等）の業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／航空管制機材計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：航空管制・監視機材（レーダー等）の業務

2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 航空管制機材計画（監視システム）】

1) 類似業務の経験：航空管制・監視機材（レーダー等）の業務

2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査（地形測量調査、地質調査等）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.083830 円 , US\$1 = 113.268 円 , EUR1 = 134.393 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／航空管制機材計画
航空管制機材計画（監視システム）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.66 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年3月9日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ミャンマー国航空機監視システム改良計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／航空管制機材計画	(40.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	11.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 航空管制機材計画（監視システム）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミャンマーでは現在 32 空港が民間空港として運用され、3 空港が国際空港（ヤンゴン、ネピドー及びマンダレー）である。同国航空需要は年々増加し、ヤンゴン空港の取扱旅客数/年は、2005 年において約 143 万人のところ、2016 年には約 545 万人に増加（約 3.8 倍）し、今後とも毎年 7~8% の伸びが見込まれている。

ミャンマー政府は全国運輸マスターplan (JICA が策定を支援し 2015 年 12 月に閣議決定。以下、「マスターplan」という。) に基づき、国際民間航空機関 (ICAO) の国際標準の施設整備を進めているが、航空機監視システムの整備が遅れている。ミャンマーの航空輸送の中心であるヤンゴン空港及びマンダレー空港では空港監視レーダーが未設置もしくは老朽化による機能不全のため、ノンレーダー進入管制を行っている。このため離着陸管制容量が低く、現在管制容量を超過する離着陸の時間帯が発生しており、運航における効率性・安全性の確保に大きな懸念がある。さらに、ネピドー空港では航空路監視レーダーが未設置のため、国内線の約 8 割（年 6 千便）が飛行するネピドー空港上空・周辺が航空路監視レーダーによる監視範囲外（ブラインドエリア）となっており、首都上空の安全が確保されていない。

このような状況下、ミャンマー政府は、航空機運航の安全性向上及び急増する航空需要に対応するため、国際空港における航空機監視レーダーの設置を通じた航空機監視機能の強化について我が国に支援を要請したものである。

本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算等を目的として実施する。

2. 事業の概要

(1) 事業目標

本プロジェクトは、ミャンマーにおける航空機監視システムを改良することにより、ヤンゴン、マンダレー及びネピドー国際空港の周辺を飛行する航空機運航の安全性向上及び航空機取扱能力の增强がなされ、同国の航空分野の機能強化に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトの成果

ヤンゴン、マンダレーおよびネピドーの3国際空港における航空機監視レーダーの設置およびヤンゴン航空交通管制センターへの接続を通じて、ミャンマーを運航する航空機の監視能力が向上し、航空機運航の安全性が向上する。

(3) 事業の概要

想定される事業概要は以下のとおりである。

事業の概要
1. 空港監視レーダーの設置（ヤンゴン国際空港） (レーダーの設置に必要な付帯施設を含む)
2. 空港監視レーダーの設置（マンダレー国際空港） (レーダーの設置に必要な付帯施設を含む)
3. 航空路監視レーダーの設置（ネピドー国際空港） (レーダーの設置に必要な付帯施設を含む)
4. ヤンゴン新航空交通管制センターにおけるレーダー情報処理装置・レーダー情報表示装置の設置

(4) 対象地域（サイト）

ヤンゴン国際空港（含むヤンゴン新航空交通管制センター）

マンダレー国際空港

ネピドー国際空港

(5) 関係官庁・機関

運輸・通信省民間航空局 (DCA : Department of Civil Aviation, Ministry of Transport and Communication)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

ア) 無償資金協力「全国空港保安設備整備計画」（2013年E/N署名）

イ) 技術協力「次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト」（2014年8月～2018年8月）

2) 他ドナー等の援助活動

特になし

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提とし、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行う。

また、概略設計に基づく概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー政府から要請のあった「航空機監視システム改良計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査において JICA がミャンマー政

府側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報をもとに作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法を検討の上プロポーザルに記載すること。なお本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方針

本業務においては、①概略設計や報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、以上2回の現地調査を予定している。また、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては調査の過程で隨時十分にJICAと協議すること。計画の策定においてはJICAと協議を密に行い、特に最低限、以下の段階においては日本側関係者が出席する会議において内容を確認・報告することとする。

1) 第1回現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を確認する。

2) 第1回現地調査帰国後

現地調査の帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

3) 第2回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣前

「準備調査報告書（案）」に基づき、事業の内容を確認する。

4) 第2回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣後

JICAからの求めがあった場合、ミャンマー側と合意済みの準備調査報告書（案）に基づき、事業の内容を報告する。

(4) 相手側負担事項に係る検討

先方負担事項について、過去の案件の実績を調査し、先方実施機関の負担能力の確認を行うこと。

(5) 運営・維持管理能力

DCAはレーダー航空管制業務の実施実績があり、本事業で整備される機材についても基本的な運用維持管理について対応能力を持つと想定されるが、DCAの対応能力については十分な分析を行い、新システムに対応したソフトコンポーネントの必要性について検討を行う。

また、レーダー、レーダー情報処理装置、レーダー情報表示装置の使用ライセンス料等の後年度負担が発生する場合には、DCAの負担能力等を踏まえつつ対応を検討す

る（ミャンマー側負担とするか、一定期間分を無償資金協力に含めるか等）

（6）空港業務を妨げない現状調査の実施

運用中の空港において現状調査等を行う必要があるため、DCAと密接な連携を図り、空港業務を妨げることなく円滑な調査を行うよう事前に十分に調整する。

（7）機材の軍事的用途への使用回避の確認

本事業で整備される機材および当該機材により収集される航空管制データについては軍事利用に供するものでないことをミャンマー側と確認する。

（8）準備調査報告書の公表範囲の確認

準備調査報告書は、調査終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業の調達契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをミャンマー側に説明し、問題の無いことを確認する。また、保安上の観点から非公開とする範囲についてミャンマー側と協議する。

（9）環境社会配慮の確認

ミャンマー側から要請のあった機材は空港用地内に設置される予定であり、環境や社会への望ましくない影響は、最小限あるいはほとんどないと判断されるため、本事業はJICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）上、カテゴリCに分類されている。

（10）安全対策

施工・据付段階における安全対策について、十分な検討を行う。

6. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえてインセプション・レポート及び質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯の確認

- 1) ミャンマーの国家計画やセクター計画等を確認する。
- 2) ミャンマーにおける航空分野の現状・課題や3国際空港における航空機・旅客数・貨物取扱量の現況、航空路の航空交通量等について調査・分析を行う。
- 3) ヤンゴン国際空港（含むヤンゴン新航空交通管制センター）、マンダレー国際空港、ネピドー国際空港の既存施設・機材の現状・課題を確認する。必要に応じて空港関係者、航空会社等からの聞き取り調査を行う。
- 4) 本事業の要請の経緯と内容についてミャンマー側の意向を確認する。
- 5) 本事業に関連する他ドナーや国際機関の支援（内容、実施時期）及びそれら

案件から得られた教訓についての確認を行う。

(4) 事業の実施体制の確認

先方実施機関となるDCAを対象に、予算、組織体制、人員、運営維持管理能力、技術水準、他の関係機関等について調査し、本事業の実施機関、航空管制機関としての適性を確認する。

(5) サイト状況調査

本調査にて行う設計、施工・据付計画、積算について必要な精度を確保するため、ヤンゴン、マンダレーおよびネピドー空港において以下に示すサイト状況調査を行う。なお、3) については現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 航空機監視システム、航空通信システム等の状況を確認する。
- 2) 施設建設予定場所及び機材設置予定場所の現状を確認する。
- 3) 別紙のとおり自然条件調査（地形測量調査、地質調査）を行う。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはコンサルタントがプロポーザルで提案すること。ただし、上記以外の自然条件調査が必要な場合には、併せてプロポーザルで提案すること。自然条件調査については、別見積もり扱いとする。
- 4) 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理等により行うこととする。

(6) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）に準拠して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（機材・施設の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

3) 概略設計図、機材仕様書

4) 施工・据付計画

ア) 施工・据付方針

イ) 施工・据付上の留意事項

ウ) 施工・据付区分（先方負担工事との区分）

エ) 施工・据付監理計画

オ) 品質管理計画

カ) 資機材等調達計画

キ) 実施工程

本事業の施設計画・概略設計において特に留意を要する事項を以下に示す。

1) ミャンマー側による新航空交通管制センターの整備

現在DCAIはヤンゴン国際空港内の航空管制センター（以下「既存ATCC」という）に隣接して新ヤンゴン航空交通管制センター（以下「新ATCC」という）を建設中であり2018年中には完成する予定である。本事業においてヤンゴン国際空港およびマンダレー国際空港に設置する空港監視レーダーについては、新ATCC内にレーダーデータ処理装置およびレーダー進入管制卓を設置する計画である。よって、DCAIによる新ATCCの建設事業の内容を確認し、本事業との技術的、時期的な整合性について十分な調査を要する。

2) 既存ATCCとネピドー空港システムの接続について

ネピドー国際空港に設置する航空路監視レーダーは、ヤンゴン空港の既存ATCCの航空路管制用のレーダーデータ処理装置（フランス製）に接続する計画である。既存ATCCの既存機材と本事業で導入するネピドー空港の航空路監視レーダー機材の接続について十分な調査を行い、機材仕様に反映させること。

3) 航空交通管制センターとレーダーサイトとの通信手段

前述のとおり、マンダレー国際空港に設置する空港監視レーダーからの情報はヤンゴン空港の新ATCCに、ネピドー国際空港に設置する航空路監視レーダーからの情報はヤンゴン空港の既存ATCCに送信される。マンダレー及びネピドーから遠隔地のヤンゴン空港の新ATCC、既存ATCCにデータ送信を行うため、両者間に十分な容量と信頼性を持った通信手段が必要であり、これはミャンマー側負担による準備工事となる。これについて現地調査を通じて確認を行い、ミャンマーの負担事項の詳細を明らかにすること。

4) 新レーダーの既存レーダーのバックアップとしての機能

ヤンゴン国際空港およびマンダレー国際空港に設置する空港監視レーダーは、現在それぞれの空港に設置されている航空路管制用レーダーのバックアップとして活用可能である。これについて必要性、技術的可能性を検討し、機材仕様に反映させる。

5) 航空通信システムの整備

航空機監視システムは、管制官とパイロットの通信システムと組み合わせて整備されている必要がある。よって、現在ヤンゴン国際空港とマンダレー国際空港において進入管制用に使用されている地対空通信施設は、新ヤンゴン航空交通管制センターにて操作できるよう計画する必要がある。

また、ネピドー国際空港に設置する航空路監視レーダーについては、当該空域をカバーする地対空通信施設が必要となる。

本計画においては、これら航空機監視レーダーの設置に伴い必要となる航空通信システムの整備をプロジェクトに含めて検討を行うこと。

また、機材の概略設計については以下の点に特に留意する。

1) 機材の運用に必要な電源の状況（安定性、停電、事故の発生可能性等）や落

雷被害の可能性について調査し、必要な保護対策を検討する。

- 2) 屋外に設置する機材に対しては、現地の気象条件（特に温度、湿度）に十分耐性のある仕様や保護対策を検討する。

（7）調達事情調査

本事業で必要となる資機材（鉄骨、コンクリート、建設機材等）や労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、関連法規及び調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格等）を調査する。

また、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等についての調査を行い、概略設計に反映させる。

（8）施工・据付計画調査

労務状況、労務関連法規、雨季の施工条件を調査し、必要に応じて施工・据付計画に反映させる。また、空港運用中の施工・据付となることから、その制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、施工・据付計画に反映させる。

（9）ソフトコンポーネント等技術支援の検討

本事業で調達する施設・機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント支援の必要性について検討する。ソフトコンポーネント支援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（第3版）（2010年10月）を参照のこと。また、技術協力の必要性についても検討する。

DCAはマンダレー国際空港においてレーダー進入管制を実施しており、また、JICAが支援中の技術協力「次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト」ではDCAが運営する民間航空大学校（CATI : Civil Aviation Training Institute）においてレーダー進入管制訓練コースを実施する体制を構築している。このようにDCAは、レーダー進入管制業務の実施および基礎訓練に係る能力を持つが、遠隔した航空交通管制センターからレーダー進入管制を行ったことはなく、関連する研修の実施が必要となると推測される。

なお、ソフトコンポーネント等による技術支援による技術指導や研修については、DCAの女性の管制官や管制技術官等も公平かつ適切に参加できるようDCAと協議、調整する。また、女性の参加を促進するための施策についても可能な限り検討する。

（10）相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新していくものである。

なお、ミャンマーにおいては、2018年から予算制度が変更される予定で、これまでの4月開始が、10月開始に変更される見込みである。相手国側負担事項の予算措置については、当該変更を踏まえて適切な時期にミャンマー側が予算要求、予算措置を行

うことを確認する。

(11) 税金情報の整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対してヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。

(12) 相手国側の運用・維持管理計画の検討

本事業で整備する施設及び機材を適切に運用するために必要なミャンマー側の体制を検討する。また、施設及び機材の運用・維持管理の計画を策定し、必要となる費用を算出する。先方の実施能力を検討の上、本事業の持続性確保の観点から、運用・維持管理に改善が必要な場合には改善策を提言する。

(13) 概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」に準拠して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。設計・積算の精度については、入札に対応できる精度を確保する

また、レーダー、レーダー情報処理装置、レーダー情報表示装置の使用ライセンス料等の後年度負担が発生する場合には、DCA の負担能力等を踏まえつつ対応を検討し、無償資金協力に含める場合には事前に JICA と調整する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2017年7月）を参照する。

2) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

（14）無償資金協力事業の説明

JICA側にて無償資金協力事業の説明を行うが、適宜補足・支援を行う。特に実施段階での Banking Arrangement (B/A) や Authorization to Pay (A/P) の手続きについては先方実施機関に対し、十分な説明を行い、理解の促進を図る。

（15）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（16）事業の評価指標設定

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、ICAO等の国際基準との整合性も考慮する。

本事業においては、定量的指標として①進入航空機の最低間隔、②ネピドー空港における低高度航空機監視数などが想定されるが、他にプロジェクトの成果や裨益効果、事後評価のための評価指標及びそのために必要と判断される調査がある場合には、プロポーザルで提案すること。

（17）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

（18）準備調査報告書（案）の説明・協議（第2回現地調査）

上記準備調査報告書（案）をミャンマー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(19) 準備調査報告書等の作成

ミャンマー政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料（完成予想図を含む）
- 3) 準備調査報告書（完成予想図を含む）
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集（デジタル画像40枚程度）

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(11)を成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方関係機関との協議や国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書： 和文1部
- (2) インセプション・レポート： 和文2部、英文12部（うち先方政府分10部）
- (3) 現地調査結果概要： 和文7部
- (4) 準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）：
和文7部、英文12部（うち先方政府分10部）
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書： 和文2部
- (6) 概要資料（完成予想図を含む）： 和文1部及びCD-R1枚
- (7) 準備調査報告書（完成予想図を含む）： 和文（製本版）4部及びCD-R2枚
英文（製本版）10部及びCD-R2枚
和文（簡易製本版）3部及びCD-R1枚
- (8) 機材仕様書： 和文3部、英文5部
- (9) デジタル画像集（デジタル画像40枚程度）： CD-R2枚
- (10) Project Monitoring Report 初版： 和文3部、英文3部
- (11) 免税情報シート

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (5) 概略事業費（無償）積算内訳書については2009年3月に策定された「準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編・機材編（2017年7月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」に準拠することとする。
- 注3) (7) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文（簡易製本版））を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2018年4月中旬に事前準備を開始し、5月初旬より第1回現地調査、その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、11月中旬に第2回現地調査を実施することを想定する。同年12月中旬までに概要資料、2019年2月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	時期	2018 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2019 年 1月	2月
事前準備	□											
第1回現地調査			■									
国内解析				■	■	■	■	■	■			
第2回現地調査									■			
概要資料提出										▲		
準備調査報告書提出											▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途：約15 M/M

（2）業務従事者の構成（案）：

- 1) 総括/航空管制機材計画（2号）
- 2) 航空管制機材計画（監視システム）（3号）
- 3) 航空管制機材計画（レーダーデータ処理・表示システム）
- 4) 航空管制機材計画（通信システム）
- 5) レーダー進入管制業務
- 6) 調達・据付計画／積算
- 7) 自然条件調査

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 貸与資料

以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ

(Tel:03-5226-8161)にて貸与可能。

- (1) 無償資金協力要請書（マンダレー空港及びネピドー空港の要請書は案段階のもの）
- (2) 全国空港保安設備整備計画協力準備調査報告書（2013年2月）
- (3) 次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2013年8月）
- (4) 免税情報シート（最新版）

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

- (1) 第1回現地調査
 - 1) 団員構成：総括、計画管理
 - 2) 調査行程：約10日間
 - 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の内容を検討し、双方の合意事項に関するミニッツを取り纏める。
- (2) 第2回現地調査（準備調査報告書（案）説明）
 - 1) 団員構成：総括、計画管理
 - 2) 調査行程：約7日間
 - 3) 目的：準備調査報告書（案）に関する双方の合意事項などに関するミニッツを取り纏める。

5. 現地再委託

以下の項目（詳細は別紙を参照）については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形測量調査
- (2) 地質調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

上記の業務については、現時点での作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること（別見積もり扱い）。

また、6.「業務の内容」の(5)「サイト状況調査」の3)の記載の通り、地形測量調査、地質調査以外の調査が必要な場合には、プロポーザルにて提案し、見積価格を分けて提示すること（別見積もり扱い）。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。

また、当地の治安状況については、在ミャンマー日本国大使館及びJICAミャンマ一事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関

係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA ミャンマー事務所と常時連絡が取れるよう留意することとし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国的一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを、実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2017年9月）の様式4-2及び4-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中は原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査を実施することを妨げない。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

(別紙)

航空機監視システム改良計画協力準備調査にかかる 自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量調査

調査目的： 施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する

調査位置： ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港、ネピドー国際空港における航空機監視レーダー設置に必要な範囲（各空港 10,000m² 程度）

調査内容： 平板測量、縦横断測量

実施方法： 現地再委託

成果品： 地形図、縦横断図

(2) 地質調査

調査目的： 施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する

調査位置： ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港、ネピドー国際空港における航空機監視レーダー設置位置

調査内容： ボーリング調査（各空港 1 か所程度、最大深 20m）

実施方法： 現地再委託

成果品： 地質調査報告書

以上

